

# 議会機能継続計画策定特別委員会記録

令和4年9月27日(火)午前9時58分～午前11時45分(909会議室)

## ○出席委員(11名)

委員長	宍戸 一照	副委員長	石原 洋三郎
委員	佐々木 優	委員	石山 波恵
委員	羽田 房男	委員	後藤 善次
委員	白川 敏明	委員	二階堂 武文
委員	尾形 武	委員	山岸 清
委員	渡辺 敏彦		

## ○欠席委員(なし)

## ○議会事務局出席者

次長兼総務課長	堀 江 清 一	議事調査課長	加 藤 淳
総務課課長補佐兼庶務係長	齋 藤 善 也	議事調査課課長補佐兼議事係長	佐 藤 康 典

## ○議題

### 1 議会機能継続計画の項目ごとの内容協議②

---

午前9時58分 開 議

(宍戸一照委員長) おはようございます。ただいまから議会機能継続計画策定特別委員会を開会します。

それではまず、議会機能継続計画の項目ごとの内容協議ということで進めてまいりたいと思います。

初めに、前回の委員会で項目ごとの検討1回目として目的、対象災害、議会、議員などの役割、連絡体制などについて協議をいたしました。その際、会派に持ち帰りいただいた資料の②、第4回会派意見と考え方のとおりご意見等がありましたので、意見に対する考え方とともに資料としてまとめましたので、ご覧いただきたいと思います。

内容について事務局より説明させます。

(総務課課長補佐兼庶務係長) それでは、資料の②、第4回会派意見、考え方のペーパーをお開きいただきまして、説明いたします。

まず、真結の会の会派のほうからのご意見でございます。資料の③も併せてご覧いただきますとよろしいかと思いますが、③の資料は前回の協議内容も含めて、今回の協議事項も含めた計画の案とこれまでの指針等の比較の表になっていますが、こちらも確認しながら見ていただいたほうがよろしいかと思いますが、まず、真結の会さんから3点ほどご意見がございました。まず、前回お示した3ページの3、議会、議員、事務局職員の役割、こちらについてのところでございます。右側の指針、いわゆる現在の当議会が持っている指針の①、基本方針の中の議会对応方針の中で、⑤、特に災害初期においては、市当局が災害対応に専念できるよう、会派及び議員からの要望は、緊急の場合を除き、災害対策会議を経由して提出するとあるが、この部分が今後市議会BCP案にどう取り込まれるか。現状は災害対策会議に要望を個別に託して当局にきちっと伝わるのか不安がありますという現状の感想的な部分もございました。こちらのご意見に関しましては、本日協議させていただく内容の中で、議員の行動基準なども協議いただきますが、その中で考え方をご説明していきたいと思っておりますので、ご了解いただければと思います。

次に、2つ目でございます。3ページの同じく議会、議員、事務局の役割の中の市議会BCP案の(2)のところに③、地域における被災状況や被災者の要望等の情報収集に努め、の部分につきまして、前回会派の意見で安全に留意して、という文言を入れた部分がございますので、こちらにも同じような文言を追加してはどうかというようなご意見がございましたので、こちらについてはご意見のとおり修正したいと思っておりますので、修正箇所を改めて後ほどご説明いたします。

それから、3つ目のご意見でございます。4ページ目の4の災害等発生時の連絡体制のところでございます。市議会BCP案の(2)、連絡手段の優先順位は次のとおりとするとあるが、それぞれ最良の方法で連絡してくださいという表現でよいのではないかと、というようなご意見をいただいたところです。今回計画を案として作成するにあたって、一定のルール、原則という考え方で、優先順位ということをお示しをさせていただきました。必ず一番最初のものを使ってくださいということではございませんので、災害発生時、実際にとにかく皆さんがそのときに使える手段を使って連絡をすることが基本的な考え方となると思っておりますが、計画としては原則のルールとして優先順位を定めさせていただいたということがございますので、ご了解いただければなというふうに考えているところでございます。

それから次に、公明党さんからいただいたご意見でございます。豊島区の議会BCPの様式、体裁のような見やすい表現方法をお願いしますというようなご意見をいただいたところです。今現在新旧の対照のような形で文言だけを示しているところがありますが、最終的に十分見やすさに配慮しまして、表現、体裁、それから今日も少し図のようなものを示しますが、そういったものも今後使いながら、見やすさに十分注意して最終的に計画という形にまとめていきたいと思っておりますので、今後最終的

な体裁をお示しさせていただきたいというふうに思っております。

続きまして、耀ふくしまさんからいただいたご意見でございます。同じく議会、議員、事務局の役割のところで、議員の役割の中に①、地区自主防災組織という表現がございましたが、こちらについては地区自主防災組織等の組織があるところもあれば、ないところもありますし、その名前を使っていない組織なども考えられることから、等という言葉を追加してはどうかというようなご意見を頂戴したところでございます。こちらにつきましては、ご意見のとおり修正をさせていただきたいというふうに考えております。後ほど訂正箇所を確認させていただきたいと思っております。

一旦ここで示した案について考え方、各会派のところを確認いただければと思っております。

(宍戸一照委員長) 各会派から5項目のご意見がありまして、それに対する回答ということで示されておりますけれども、これについてご意見のある方はお述べください。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(宍戸一照委員長) 異議なしのご意見ございましたが、異議なしでよろしいですか。了解でよろしいですか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(宍戸一照委員長) では、この修正のとおり、もしくは意見のとおりということで修正をさせていただきます。よろしく願いいたします。

(総務課課長補佐兼庶務係長) 今ご説明したものの、③の資料でなお修正箇所を水色の文字で修正しておりますので、ご確認いただきたい点と、あと事務局のほうから1点修正をさせていただきたい点もございましたので、そこもちょっとご説明をさせていただきたいと思っております。

③の資料をお開きいただいてよろしいでしょうか。③、項目ごとの検討②の資料でございます。その2ページ目をお開きください。2、対象とする災害等ということでお示ししている内容でございますが、ここの1行目、市議会BCPの対象とする災害等、水色で対象という言葉を加えまして、災害等という記載としております。前回お示ししたものは、単純に災害等という表現でございました。今後文言を使っていく中で混乱が生じかねないので、このBCP計画で対象とする災害については対象災害等という表現に統一させていただきたいということで修正をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、3ページ目に行きますと、そこで今ほどご説明したとおり、3の(1)の①で水色の対象災害等ということで、対象という言葉が入っています。

それから、(2)、議員のところの①、先ほどの耀ふくしまさんのご意見で地区自主防災組織等、等という1文字追加というところですか。②のところも対象災害等ということと、(2)の③のところにつきましては、真結の会さんからのご意見の、安全に留意して、という文言を追加したということでございます。

それから、4ページ目でございます。こちらと同じく4の(1)のところ対象災害等としており

ます。(1)の①のところですが、2の対象とする災害等に定めるという表現をしておりましたが、対象災害等のということで、ここも表現を統一させていただいて、種別中、これらのものについては安否を連絡するというので表現を統一させていただいております。②についても同じく対象災害等という文言の統一ということでございます。

以上が今回事務局の修正と会派からのご意見に基づいて修正した部分ということでご理解いただければというふうに思います。

(宍戸一照委員長) 今修正箇所について説明がございました。細かいことで大変申し訳ないですが、3ページもう一度開いていただければ、3ページの(2)の③、安全に留意して、地域における被災状況や被災者の要望等の情報収集の後に、に、という1文字、今までは情報収集努め、となっていましたので、に、を入れて、情報収集に、ということで、細かいことでありますけれども、一応ここも修正とさせていただきます。色がちょっと薄くなって見えにくいですが、ということで、今原文における修正箇所ということで説明をさせていただきます。より読みやすく、より明確にというふうな内容での修正でございますが、これについて、先ほど了解いただきましたので、一応説明ということで了解いただいて、次に進めたいと思いますが、よろしいですね。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(宍戸一照委員長) それでは、次に進めたいと思います。

次は、本日の本題であります項目ごとの内容協議2回目を行いたいと思います。

ページの申し上げますと4ページ以降ということになりますけれども、そこを順次説明してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。それでは、本日は災害対策組織、行動基準、防災訓練、計画の見直しの項目について協議したいと思います。なお、今回もこれらの項目につきましては協議の後、会派持ち帰りということで、修正やご意見については後日提出していただきたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。説明並びに質疑に入りたいと思います。本日も前回同様、1項目ごとに説明、質疑としていきたいと思いますので、ご了承ください。

それではまず、災害対策組織について説明をお願いいたします。

(総務課課長補佐兼庶務係長) それでは、③の資料でいきますと6ページからになります。5の災害対策組織でございます。こちらについては、一旦この資料ではなく④の資料をちょっとお開きいただきたいと思います。災害対策会議要綱新旧対照表というものでご覧いただきたいと思います。こちらにつきましては、計画の中で災害対策組織について定めるものです。計画の中に落とし込むものについては、この会議の設置要綱から抜粋したものを掲載する想定をしておりますので、議会災害対策会議の設置要綱でご説明をしていきたいと思っております。

では、④の資料、福島市議会災害対策会議設置要綱改正(案)、左側に新、右側に旧ということで現在の設置要綱がございませぬ。まず、第1条、趣旨でございませぬが、趣旨の内容は変わっておりませぬ。以下、何々とするというところを、これまで災害対策会議といっていたものを頭に議会という文

言をつけたものです。これまでもそれはBCP計画の中でこのように表現をしてきておりますので、今回、議会災害対策会議というふうにしたというところがございます。

第2条、設置についてです。こちらについては、どういった場合にこの対策会議の設置に至るのかというところがございます。まず、右側の現在のところを見ていただきたいと思います。第2条、議長は次の場合に福島市議会会議規則第159条第2項ただし書に規定する協議等の場として、災害対策会議を設置することができる、ということでありまして、次の場合にということは、下記(1)から(6)の災害が発生したときということで掲げております。これは、現在の大規模災害の基準をそのまま持ってきているというようなものがございますので、そこをご確認いただいた上で新のほうをご説明しますが、議長は次の災害等が発生した場合に、福島市議会会議規則第159条第2条ただし書に規定する協議等の場として議会災害対策会議を設置することができるということにして、案としてございます。次の災害等というのは下にある表のとおりでございますが、BCPの対象災害とする災害をそのままここには記載をしております。今回ご確認いただいている対象災害をそのまま持ってきているというようなことでございます。設置は現在と同じ案でして、会議規則の第159条第2項ということで、協議または調整を行うための場についてでございますが、ただし書というのは会議規則の中で緊急を要する場合は議長が協議等の場を設けることができるという規定を持ってきてまして、できる規定ということで、案としては現在と同じ形にさせていただいているところをまずご確認くださいと思います。

次のページに行きまして、第2項と第3項、こちらについては、基本的に考え方は同じです。議会災害対策会議を設置したときは市長に通知する、解散したときも同様とするというものは変更ございません。

第3項についても、議長に事故等がある場合は副議長がこれを設置することができる、という規定でございます。

次に、第3条、組織についてでございます。こちらは、現状と少し変えた案をお示ししております。まず、右側、現在のほう見ていただきたいと思います。災害対策会議は議長、副議長及び各会派の代表者並びに議会運営委員長、各常任委員長をもって組織すると規定がされてございます。左側の今回の案でございますが、議会災害対策会議は議長、副議長及び各会派の代表者をもって組織する、ということにさせていただきました。あと、代表者の後に括弧書きがありますが、いわゆる2人以上の会派の代表という意味合いで明確に、いわゆる代表者会の代表と同じものということですを明確にして括弧書きで示したものと、議会運営委員長と各常任委員長を今回の案は除いております。議会運営委員長と各常任委員長まで含めると、現状13名が集まることになっています。ということは、当市議会の3分の1が緊急時にこの会議を設置すると集まる必要性が出てくるということになりますことから、災害の初期の段階で様々なものを決めていくにあたっては少し組織として大きいのではないかというような考えの下、各委員長については除いた案を示させていただきました。

次のページに行っていただきたいと思いますが、第2項で議長は議会災害対策会議を代表し、その事務を統括する、これは現状と変わってございません。

第3項です。副議長は議長を補佐し、議長に事故等があるときはその職務を代理する、これも変わってございません。

第4条の会議のところを見ていただきたいのですが、第1項につきましては変更ございません。会議は議長が招集し、これを主宰する。

第2項でございしますが、これも現状と変わらないのですが、議長は必要と認める場合は、その他の議員の参加を求めることができる、という規定がございします。先ほどの各委員長等につきましては、必要がある場合にこの規定を適用して参加していただくということではいかがかという整理をさせていただいたところでございます。

第3項、議長は各会派の代表が欠席するときは、当該代表者が所属する会派から代理の者を出席させることができる、これは現状と変わりません。

現状の第4項は各委員長の欠席の規定でございましたので、第4項は削除というものでございます。こちらについては、後ほどぜひご議論いただきたいというところでございます。

次に、第5条、所掌事務でございします。こちらにつきましては、基本的には内容は変えてございませんが、ちょっと文言を整理したということでございします。所掌事務について、何々に関するということに表現を統一してはどうかということで、表現を少し変えました。内容は基本的に変わってございません。(1)、被災情報の収集、整理と福島市災害対策本部(以下、災害対策本部という)への提供に関する事、(2)、災害対策本部からの災害情報の議員への提供に関する事、(3)、災害対策本部からの依頼事項についての対応に関する事、(4)、災害対策本部への要望及び提言に関する事、(5)、国、県、関係機関等への要望活動に関する事、(6)、その他、議長が必要と認める事項に関する事、ということで、関する事、という表現にいたしました。現在は、何々を行う事、というようなことを表現しております。例えば(4)で災害対策本部へ要望及び提言を行う事、(5)も関係機関への要望活動を行う事となっておりますが、関する事、ということで、内容も含めて、要望活動をすることも含めて所掌事務だというようなことで、関する事、という表現に統一をさせていただいてはどうかということでお示しをさせていただきました。

次に、第6条でございします。議会事務局の役割でございします。こちらについては、第6条から第10条までございしますが、基本的に内容は変わってございません。第6条、事務局は議長の命を受け、災害対策会議の事務を補佐する。

第7条、公開でございします。協議等の場としての設置でございしますので、原則公開。

第8条、こちらも同様に傍聴規則に準じて公開。傍聴の取扱いは傍聴規則に準じます、という規定です。

第9条は記録でございします。

第10条、その他、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が定める、ということでございます。

このような形で災害対策会議設置要綱の改正案をお示しさせていただきました。③の資料で災害対策会議のところに表現しているのは、この設置要綱の第2条の設置から第5条の所掌事務までのところをそのまま抜粋して載せているということでございますので、ご確認をいただきたいと思いますが、先ほど申し上げたとおり、今回肝となる部分、ここの中で決定していただく協議の必要な部分といたしましては、これまでどおり、会議を設置することができる、という規定で、このままでよろしいかというような部分、他市議会のBCPを見ますと、例えば市対策本部ができましたらば議会の対策会議も設置するというようなことをしている議会もございます。自動的に設置しているというような議会もありますが、本市議会については、現状もですが、設置できる規定ということで、必置ではないというような規定になっているというところと、今回会議のメンバーの考え方を整理しまして、違った案を示しているというようなところを特にご協議いただければというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

説明は以上です。

**(穴戸一照委員長)** 今この資料の災害対策組織についてということで、こちらのほうのBCP計画では要綱の大まかな内容について記載しました。議会災害対策会議設置要綱をもって具体的な内容については説明をしておりますけれども、6ページで大まかなことについては設置、組織、会議、所掌事務ということで、災害対策組織の設置の第1条において、議長は対象災害等が発生した場合に議会災害対策会議を設置することができるという、できる規定としたということが今回の大きな特徴かなと。今事務局から説明がありましたように、例えば大津市なんかはこの対象災害が発生した場合は設置しなければならないと、必置規定になっております。また、所沢市、それから豊島区なんかにおいては、する規定もしくはできる規定にしてあります。ですから、それぞれの市の考え方によって設置できるのか、必置規定なのかいろいろございます。そうした中で本市は正副委員長と事務局の協議の中で、従来の災害対策会議設置要綱に記載しております、第2条に記載されている議会災害対策会議を設置することができる、できる規定といたしました。過去、現在までの東日本大震災以降、議会基本条例に災害対策会議設置要綱が記載されてから、本市の市議会において災害対策会議というのが設置された経過はないというような、そのような大きな災害も発生していなかったということを踏まえまして、できる規定で対応は十分ではないかというふうに判断いたしましたものですから、できる規定とさせていただきます。

そうした中で、あともう一点肝とすれば、もし災害対策会議を設置する場合、まず第一番に災害発生直後に招集をかけて、議長及びその対象となる皆様にお集まりをいただいて、災害対策会議を設置するかどうかを協議する場がありますけれども、やはりこれだけの災害直後ですと、先ほども事務局から説明がありましたように、従来の方針でいうと13名近い皆様にお集まりいただくというよりは、

今現在も代表者会というのが本市の議会の大体の大きな重要事項については協議しておりますから、正副議長と代表者会の皆様にお集まりをいただいて協議をする、あと必要に応じて議運の委員長とか、担当の常任委員長とか、そういう皆様にもご参加いただくというような方法に臨機応変な対応を図れるような形でメンバーの形というものを決めさせていただいて、そのような形でどうかというふうなことを皆様にご提案申し上げると、これが本日の災害対策組織を決める上での大きな肝になるのかなというところがありますので、ここについては会派において十分にご協議をいただければと思います。現状においては代表者会で十分に機能するのかなというふうに私ども正副と事務局は判断いたしましたので、そういうようなことでのご提案とご理解をいただければと思います。

先ほど説明がありましたように、災害対策会議設置要綱については、従来の内容をほぼ踏襲する形で、対象となる災害についてはこのBCP計画をつくる際に対象とした災害を新たに全て加えて網羅をしたというようなことをご了解をいただければと思います。

大きな変更点はそのような形になるのかなと思いますので、その辺について皆様からご質疑を承りたいと思います。質問のある方はお述べいただきたいと思います。

**(佐々木優委員)** これまでも代表者会で、代表者が都合の悪い場合は会派の代理が参加するという流れでよかったと思うのですが、それはそのとおりでいいということ。

**(宍戸一照委員長)** そのことについては、代理を出席させることができると、第4条第3項に当該代表者が所属する会派から代理の者を出席させることができる、という規定がございますので、この規定に基づいて運用するということ。災害対策組織のほうにおいても、(3)の会議の③、議長は各会派の代表者が欠席するときは、当該代表者が所属する会派から代理の者を出席させることができるというふうに記載されておりますので、これで対応していく。あと、先ほど申したように、もし常任委員長とか議運の委員長とかを出席させるときには、議長がその他の者を出席させることができる、という条項を活用して出席を求めるということで進められればなというふうに考えます。

**(羽田房男委員)** 設置要綱の1ページなのですが、第2条のところ、旧は市内に大規模な火災とか爆発というのあるのですけれども、新は市内と入っていないのだけれども、これはあくまで福島市議会の災害対策会議設置要綱ということで、そういう意味では省いたというような理解でよろしいのですか。

**(総務課課長補佐兼庶務係長)** あくまでも基本的には福島市内での災害を想定しているのです、市内ということはあえて今回はしなかったということをご理解いただければと思います。

**(羽田房男委員)** 新に武力攻撃事態等というところが入ったのですが、これはどういう意味で入れたのでしょうか。

**(総務課課長補佐兼庶務係長)** ③の資料の2ページ、今回お示ししたところの2ページで対象とする災害等をお示ししています。

**(羽田房男委員)** ここに入れたからね。



(総務課課長補佐兼庶務係長) ええ。なので、今回設置要綱に示したこの表の囲みは、この③の2ページ目のこの表をそのまま持ってきているというふうにご理解いただければ。

(宍戸一照委員長) あと、その1ページに他の計画との整合性と、前のページをご覧いただければ、他の計画との整合性ということで、執行機関が策定する福島市地域防災計画、福島市国民保護計画、福島市業務継続計画等との整合性を図るものとするというような一項、これを今回入れさせていただいて、それに基づいた対象とする災害ということで武力攻撃事態等というふうな一項を加えたということでご理解いただければ。

(石山波恵委員) ちょっと質問で、1ページなのですが、旧のほうは(6)にその他議長が必要と認めるときという、その他議長って旧に入っていて、今回はその部分がないということなのですが、この種別以外に考えられることがないということで(6)のところは削除したということですか、それとも旧のところは議長が必要と認めるときのその他の災害に当たるというか、種別に当たるものはどんなことがあって、これが前の部分のところに書かれていたというか。

(総務課課長補佐兼庶務係長) 今のは設置要綱の新旧のところですか。

(石山波恵委員) はい。新旧対照表の1ページのところで、新しい第2条のところ。(6)のところなくなったということの。

(総務課課長補佐兼庶務係長) 現在のその他議長が認めるときという文言でございまして、このページもう一ページめくっていただきまして、表のところにその他がございまして、特に議長が必要と認めるとき、というところはこちらに入っておりますので、そこで網羅しているというふうに捉えております。

(石山波恵委員) その他というとどんな、これに当たらない何かという形ですか。

(総務課課長補佐兼庶務係長) 今回、他市の計画も比べてもある程度細かく種別を設けたと思っています。具体的にそのほか何かがあるかというのは、正直なところ何か例示をと言われると難しいところではありますが、万が一この種別になくようなものが何か発生したときに拾えないと困りますので、その他議長が認めるものというところで。

(石山波恵委員) 何が起きるか分からないのに対応できる。

(総務課課長補佐兼庶務係長) この種別以外のものが仮に発生したときに拾えなくなりますので、その他認めるもの。

(宍戸一照委員長) 最初に会派の意見を求めたときに大雪があったのね。大雪を入れるべきではないかと。ただ、大雪というのは局所的に積雪が多くなると、松川のほうは積雪がないといった場合どうなのかというふうな、こういった場合、例えば局所的に飯坂とか平野とかのほうが大雪になって非常に災害が起きたと、そういうときには、この特に議長が必要と認める、こういうもので対応できるのではないかというような議論もあったので、この特に議長が必要と認める、ここで包括されるので、それは削除しようというような意見があったというふうにご理解いただければ。

(山岸 清委員) 今の個別項目の中で安否連絡先、議員の安否を連絡するというやつあるね。

(宍戸一照委員長) 前に戻るのですね。

(山岸 清委員) 前のやつ。

(宍戸一照委員長) 何ページで。

(山岸 清委員) 4ページかい、ここに安否連絡先がeメールでやったり、LINE WORKSでやったりとあるのだけれども。

(宍戸一照委員長) 資料③の4ページですね。

(山岸 清委員) 議会事務局は議員の安否を議長に報告するというやつで、議会事務局から来るときは電話で来るのだけれども、議員が被災した場合は家族が議会にやるというのだけれども、俺の家はeメールもLINE WORKSもやっていないし、ファクスというのは俺しかやれないから、うちのやつがやるとすると議会の代表電話、535の1並びは分かっているのだよね。だから、電話にこの535の1並び入れなければ、今日帰って525の3775と3776教えなければならないのだなと思ったのだけれども。ここに535の1並びも、代表電話も入れてもらえばいいような気がするのだけれども、代表電話は災害のときは電話パンクするから、こうしているのかい。

(総務課課長補佐兼庶務係長) 4ページの四角囲みで、安否連絡先というところの下段で、米印で本人が、議員自身が連絡できない状況もあり得るので、家族にもというところなので、今委員がおっしゃったように、3775、3776をご家族にもお伝えいただきたいという意図でこれを示したところではありましたが、災害時に代表電話、この番号は議会事務局直通番号でございますので、事務局につながるという意味では、できればこの番号でお伝えいただければダイレクトにつながるのかなというところがあります。代表電話だと混乱している可能性もあるかもしれませんので。

(宍戸一照委員長) つながらない可能性が多いと。

(山岸 清委員) では、分かりました。今日俺教えておくから。

(宍戸一照委員長) 今日から実行。

(総務課課長補佐兼庶務係長) ですので、大量に市民の方からいろんな電話が入ってきたりしますと、混乱してつながりにくいということも逆にあるかもしれませんので、できれば事務局のほうの直通電話をご家族にも共有していただきたいという意図でこの四角囲みの米印を今回入れさせていただいたというところでご理解いただければと思います。

(山岸 清委員) 今日よく教えておくから。

(総務課課長補佐兼庶務係長) よろしくお願いします。

(宍戸一照委員長) ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(宍戸一照委員長) なければ、次に進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(宍戸一照委員長) 今回はその部分が一つ肝になるので、各会派においてよろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、行動基準について説明をお願ひいたします。

(総務課課長補佐兼庶務係長) それでは、③の資料の7ページ目からでございます。行動基準ということでございます。これまで行動基準という表現は、現在の指針、マニュアルの中ではこの言葉はございませんでしたが、ここでお示しをするのは現在の持っているマニュアル、具体的に議員がどのような行動をするのか、それから指針の中で発災時から24時間とそれ以降の対応について定めている部分がございますので、ここに書いてある基準を議員の皆様方は見て、災害が発生したときにどのような行動をするかということを示すものということでもまずご認識をいただければということでございます。

そうしまして、7ページの6の行動基準、(1)、情報の収集、提供というところを記載させていただいております。当局からの災害情報または議員の皆様が地域において被災状況を確認した情報などを当局に伝える手段ということを掲げているというところでございます。

まず、(1)の①です。災害対策本部からの災害情報、いわゆる当局からの災害情報はどのように議員の皆さんに伝えるか。災害対策本部からの災害情報は全議員へ提供すると。提供方法は次の方法により行くと。アとしてメール、それからイとして議長より貸与されているタブレット端末(以下、貸与タブレット端末という)、ウとしてそういったものが使えない場合、電話、ファクスなども使いながら伝えるということで、基本的に災害対策本部の情報は議員の皆さんに提供し、これらの手段によって伝えますと。

これは、現在のマニュアルの中にも同様なことが記載されています。右側でございますが、優先順位がちょっと変わっておりますので、現状ファクスはもう優先順位としては低いので、このようにまずメール、それからタブレットというところを優先順位で挙げたということと、現在のマニュアルの中では最寄りの支所、学習センターへ直接取りに行くというようなものが記載されておりますが、確かに情報通信手段が遮断されていると我々もメールや電話はできない可能性もあるのですが、東日本大震災のときも初期の段階では電話がつながりにくい状況はありましたが、メールがだめでも電話等もあります。直接災害対策本部の資料などの情報を、各議員の皆さんは地元の支所などに行かれて、災害が発生すれば、様々な情報をお聞きになることはあるかと思いますが、事務局として直接災害対策本部の資料を届けるという意味では、今回示した3つのア、イ、ウで示した手段により送るというような規定でよろしいのではないかと。いわゆる議員活動として地元の支所等に行き、現場で情報を聞くことは十分考えられますが、そこを計画の中にまで落とし込む必要はないのかなということと、今回はそこを削除させていただきました。

話戻りまして、②のところでございます。議員からの被災情報でございます。議員が地元で被災情報を直接現場で見たなどの様々な情報があるかと思いますが、それらをどのように提供するかという

こととございます。以下の事項に該当することは、議長または議会災害対策会議が設置された場合には議会災害対策会議に一本化し、議会として取りまとめ、災害対策本部へ提供、要望及び提言するものとするということとございます。以下に該当することということで、ア、イ、ウ、エということで記載がされております。ア、被災地域における復旧工事等の要望に関すること、イ、避難所における運営方法等の要望に関すること、ウ、国、県に対する緊急要望の取りまとめに関すること、エ、その他、議長が必要と判断した事項ということとございます。

こちらについても右側見ていただきますと、6の議員から災害対策会議への情報の伝達というところで記載がされているものは、基本的に、少し文言が変わった部分はございますが、考え方としては同じということとございます。以下に該当することということも(1)から(4)ということと内容は同じでございますが、(2)の各避難所ということと、各という文言を今回削除しています。アンダーラインになっていまして、各というところを除いておりますが、この後ご説明しますが、個別の避難所に関する要望を議会としてまとめるということではなく、これはあくまでも例示なのですが、市として避難所の運営方法についてこうしたほうが良いというような要望ですとか、提言があればまとめるということと、あくまでも市内のどこどこ避難所に対する要望ということまで議会として取りまとめるという考えではないという、基本的にはそういう考え方とございます。

戻りまして、ただし書が記載されております。ただし、特に緊急性がある場合(直ちに対応しなければ被害が拡大または人命に関わる等)には、次の方法により議員が直接市へ連絡するものとするということとございます。連絡先として消防等への通報が1つ、それから災害対策現地本部である支所への直接の連絡、中央地区は災害対策本部とありますが、直接連絡するものは、例えば緊急性がある場合の例示として4つ記載をさせていただきました。火災や土砂崩れなどによる人命救助が必要なとき、それから道路等ひび割れや陥没などの情報提供が必要なとき、道路が陥没し、事故等のおそれがあるため緊急的に工事が必要なとき、それからもう一つ、河川が堤防を今にも越水するおそれがあるため緊急対応が必要なときなどの例示を示させていただきました。

右側ご覧いただきたいと思いますが、現在もただし書が同じようにございまして、以下の例示のように特に緊急性がある場合には、議員が直接災害対策現地本部である支所へ連絡するものとするということと、例示が①から④まで記載がされておりますが、ここも例示を今回少し見直しまして、今ほどご説明した内容に変えたということとです。人命に関わるような状況ということであれば当然、これは当たり前のこととありますが、消防等への連絡。それから、道路などの被害が発生しているというあくまでも情報提供。また、もう一つは陥没などによって事故のおそれがある、緊急的に工事が必要だというふうに見られるような状況、工事しなければさらに事故が発生する状況。それから、新たに追加したものは、あくまでも情報提供という部分にはなりますが、河川が今にも氾濫しそうだというようなことで、対応が直ちに必要だということが例えば議員の目の前で起きそうだというような状況が分かったときということと、市が把握していない情報があることも十分考えられますので、

そういった場合については直接連絡してくださいということでございます。議会災害対策会議を経て当局へ情報を伝えるいとまがないようなものということです。したがって、対策会議の所掌事務のところにも先ほどありましたが、被災情報を災害対策本部へ提供することですとか、また対策本部への要望や提言というところが議会災害対策会議の所掌事務でございますので、議会として当局に対してまとめて言うものということは、市全体を見て対応が必要な事項について会議の中で検討、要望するというような中身ということでございますので、個別の事例について情報を提供することは当然必要であって、当局も様々な知らない被災情報が議員の皆さんから教えていただけることは対応するにあたって必要な情報でございますので、緊急時の情報は伝えていただけたらと思いますが、その被災を直ちに何とかしなければならないのですが、各地でそういう状況が様々発生しているということで、当局においては、大きな災害が起きたときには、一度に全てを対応することは現実的には困難な部分もございますので、それは順番的には後回しになる可能性もございますが、その状況を伝えるということはぜひお願いしたいというふうな考えでございます。

次に行きます。下の四角囲みのところでございます。先ほどの避難所の各という、各を除きましたということにも関わるのですが、避難所における個別の要請案件、例えば物資が足りない、何々の物資が足りないですとか、そういった物資の要請とか、あと食料が足りないとか、そういった情報については、避難所駐在員、いわゆる市職員が避難所にはおります。その職員が災害対策現地本部へ要請することが市が作成している避難所運営マニュアルに定められているということに留意して、議員の皆様には議員の役割を自覚していただき、災害対策現地本部への情報の一元化を図るため、避難所駐在員と情報を共有して協力をしていただきたいということです。議員の皆様から何々物資が足りないということを個別に現地本部へ伝えますと、情報が複数入ってきまして混乱を来すことがありますので、そういった個別の事案についてはぜひ職員から伝えるように、避難所の中で議員の皆様、職員ご協力いただきまして、一元化をしていただきたいというような意味合いでございます。

資料の中に参考資料で避難所運営マニュアルの抜粋を載せてございます。この避難所運営マニュアルにつきましては、市のホームページにも載せてある資料でございますが、この中に運営に関わる構成員の役割ということがありまして、こちらをちょっとお聞きいただきたいと思いますが、（参考）の避難所運営マニュアル、最初のページのところに運営に関する構成員の役割がありまして、下から2つ目のところに避難所駐在員（市職員）、地区の情報収集、伝達の拠点として、避難所や市災害対策本部または現地対策本部との情報連絡を担いますということで記載があります。この中には議員というところはないですが、一番上に町内会、自主防災組織等というところがあります。前回お示したところにもありますとおり、議員の皆様には災害初期にあたってはこういった自主防災組織などと協力して円滑な避難とか避難生活という部分でご協力をいただきたいということを前回お示していますが、こういったところで議員の皆さんはご協力をいただき、必要な情報は市職員から本部のほうに伝わるようお願いをしたいというようなことでございます。

まず、ここが情報の収集、提供という部分で行動基準の中の（１）としてまとめさせていただいたものでございます。

**（穴戸一照委員長）** 今行動基準ということで、災害時における情報収集と提供という説明がございました。ここの一つの考え方としては、（１）の②にも書いてありますように、先ほどご説明申し上げましたが、議会災害対策会議が設置された場合とされない場合という２つのパターンが考えられます。本市の場合は必置基準ではないので、されないときも多いと、現在まではされていないということなので、そこら辺が皆様ちょっと使い分けが難しいかなと思いますけれども、基本的にはBCP計画は、災害対策会議が設置されようがされまいが、災害が起きた場合はこのようなBCP計画の中身ののっとして皆様に行動していただきたいというのが大きな内容となっております。それに近いような災害は幾つも起きているわけですから、もし災害が起きた場合はこのような対応をお願いして、特にこの中で情報の収集と提供というものは、当局が災害復旧対応に負われているときに議員があまり何とかしろとか、そういうふうな言動については慎みましょうというような思いの中でこういうふうにまとめさせていただいたと。ですから、あくまでも議員としては緊急性がある場合、人命に関わるとか、川が越水して氾濫しそうだとか、そういうような緊急性がある場合の対応は支所を通しての情報提供もしくは対応というお願いするとしても、それ以外についてはこのような形で行動すべきであるということをお我々としては厳守する必要があるのかなということで、このような形で（１）の②、議長またはということでただし書をつけさせていただきました。基本的には議会が集約をし、要望等をまとめると。ただし、設置された場合は、当然これは災害対策会議に一本化をして、そこから全て行動を起こすというふうな２つの考え方、複線の考え方でのこの部分はまとめさせていただいたということをごぜひとも会派の中でもご了解いただければと思いますので、それが先ほど申し上げた設置された場合、必置なのか、できる規定なのかによって大きく違ってきたけれども、当議会はできる規定としたことによって、議長または災害対策会議が設置された場合というような書き方としたということをご了解いただければと思います。

何かこの部分についてご質問あればお述べいただければと思います。

**（渡辺敏彦委員）** 前の古いやつにも議会が取りまとめると書かれているのだけれども、本当に緊急事態だったらば、議会で取りまとめて本部に持っていくよりも、本部に直で行ったほうがすぐ対応できると思うのね。例えば事務局でまとめたのだけれども、本部にやるの10分遅れたとか、15分遅れたでは対応できない部分もあるかもしれないのだよね。実際に災害起きたとき、この辺微妙だなと思ったので。だから、すぐに事務局にも届く、本部にも行くのだったら両方で共有できるのだけれども、その辺どうなのかな。前のやつにもそう書かれているのだけれども、実際そういう状況はなかったのだけれども、即対応してもらうには、事務局に言わないで直接支所にできる本部に言ってやる気がするのだ。現状として、この辺どうなのだろうね。万が一あったときに、一般的には、事務局に言うよりも担当するところに直接言ったほうがすぐ対応してくれるような気がするのだ。前もそうつくって

ただのだけれども、どうなのだい。議会で分からなくなってしまうということ。

**(総務課課長補佐兼庶務係長)** 今委員がおっしゃったような情報が例えば10分の遅れでというような状況だとすると、その情報の中身が何かというところもありますが、それだけ緊急性を要するものだとすれば、ただし書の直接連絡するというようなものになってしまうのかなというふうな考え方もできるかなと。

**(宍戸一照委員長)** 切迫感があって、もう一分一秒を争うとか、10分といえども無駄にはできないという場合は、今渡辺委員が心配したとおり、それぞれの支所に即対応を求めるしかないのかなと。ここにただし書で特に緊急性がある場合というのは、そういうようなことを意味しているのかなと。下に書いてあるとおり、土砂崩れや火災など人命救助、命に関わるというような場合は、これはそういうような形が当然なされるのかなというふうに我々は理解すべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

**(総務課課長補佐兼庶務係長)** 当然議長が設置する対策会議ということになりますが、当然そこを経由してとなりますと、先ほど申し上げたとおり、いわゆる当局への要望ですとか、提言ですとか、そういったある程度大きなものとしてまとめるものということにおそらくなるのではないかなというふうに思います。先ほども申し上げました対策会議の所掌事務自体がそういったものになっておりますので、単純に災害の状況だけを伝えるのであれば、今回文言としては計画の中には入れておりませんが、例えば災害が発生した場合、当局側としては、市の公式LINEアプリの中で災害情報をそのアプリを使って写真等を撮って伝えるというようなものも既に実践しているというような状況でありますので、広く市民の方から災害の状況を知らせていただくという意味合いでは、例えば議員の中でLINEを使っている方がいらっしゃれば、そういったものを使って当局に伝えるということも可能ですし、当局側も広く情報を市民の皆様からいただきたいという考え方があるとすると、被災情報を直接議員が伝えること自体は問題はないのではないかと思います。その状況を直ちに解決するためになると、そこは当局側も災害発生時の当初においては全てにおいて一斉に対応することが困難でありますので、ここについてはご了承いただきたいというようなことになるのかなというふうに思います。

**(渡辺敏彦委員)** 分かった。

**(宍戸一照委員長)** そういうことでご納得いただいたので、その辺はこうだというふうなところは言いにくい部分があるので、皆様、そこは長年の経験からお含みおきいただければということではいかがでしょうか。

**(後藤善次委員)** 前の大震災のときに、民間の避難所から3日ぐらいしてから食料を分けてもらえないでしようかという声をいただいたのです。そこにはもちろん市の職員の方はいらっしゃいませんし、その民間の避難所には結構飯館とか浪江とかから避難してきている方がいらっしゃって、厨房まではいかないですけれども、煮炊きができたので、おにぎりを作ったりしていたのですけれども、人数

が増えて対応できなくなってしまうと、それを私に情報いただいたのです。今回の事例にそれを当てはめてみると、そういったことも議会に設置された場合ですね、そういう意見を出して、対応していただけないでしょうかという、そういうプロセスになってしまうのかな。だったら何か設置されないほうがかえって動きやすいのではないかななんて今思ったりしたのです。その辺についていかがですか。

**(議会事務局次長)** 今のような場合につきましては、先ほど説明した②のところに委員長からも説明ありました議長を通してというような、議長という言葉入っていますので、それを事務局のほうに連絡いただければ、事務局のほうから本部のほうに情報は流すというような流れにはなっておりますので、設置しない場合、議長、設置した場合、会議というようなすみ分けでお考えいただければ大丈夫かと。今ほどの民間の避難所の場合ですね、人数が多く集まって対応が必要だというような情報をいただければ、それは今すぐ人命に関わるものではないのですけれども、それは本部に伝えなければいけない情報というような判断になりますので、その辺はきちんと本部のほうに伝える情報というような流れになっているというふうに考えております。

**(穴戸一照委員長)** 後藤委員、いいですか。今の答弁でいいですか。不納得でしょうけれども。

**(後藤善次委員)** いやいや、そんなことはないですけれども、ただ要するに事務局で情報が収集される、設置されていなかった場合、事務局で情報を収集して、今度は事務局が忙しくなってしまうのではないかなと思ったのですけれども、だったら直接当局にお電話したほうがいいのかと思った。どうでしょう。そういうふうになっていたから。

**(議会事務局次長)** この対象災害が起きるような状態、本部が設置されるような地震とかの場合ですと、職員は全員参集しておりますので、その辺の対応は可能かなというふうに判断しております。

**(佐々木優委員)** 市の事務に当てはまらない民間の施設のことで、市の避難所だったら担当の職員さんに伝えればいいけれども、民間の場合は当てはまっていないから、そして今すぐ命に関わらないとおっしゃったのですけれども、でもやっぱり食事、食べ物はずごく大事なわけではないですか。やっぱり毎日私たちが生きていく上で必ず必要な食料が足りないのですというところに今すぐ命に別状がないというふうになってしまうと、それは違うのではないかなと思って、食料に関わることはやっぱり緊急のことなのだというすみ分けにしないといけないのではないかなと思うのです。だから、そういう場合は、福島市の避難所ではない場合は緊急の対応が必要だという判断があってもおかしくないと思うのですけれども、どうですか。

**(羽田房男委員)** 東日本大震災のときにこういう事例があった。乳児の粉ミルクを作るので、お湯が欲しいですねということでご指摘をいただいて、結果的には支所で分けていただいて、ポットに詰めて持っていったのです。これは成人だったら若干はでしょうけれども、やはり乳児、水でミルク飲ませるわけにいかないのです、溶かすのです、お湯何とかありませんかと。電気も停電もしてまして、お湯というものがなくて、ただ支所にあったのです。ポットに詰めて持っていったということがあ



で、ここの避難所の各が抜けていたことに私は赤線を引いておったのですが、ちょっと、後藤委員がおっしゃるように、設置していただかないほうがかえって、私のところへお湯持ってきてくれと、うちありませんよと言って、ほかのところにはペットボトルや水とか家で保管していたという方を持っていきましたけれども、お湯に関してだけはどうしてもできなかったので、支所のほうにお願いして、支所でポットに持っていったということがあったので、係長からも四角囲みのところもあったし、各避難所で、町内会等々でやってねというのは分かるのですけれども、どうもこの辺がすくとんと落ちないなということなので、その辺も含めて、考え方としてどういうふうにしたらいいのかなというところがちょっとご参考というか、答弁いただければというふうに思います。お願いします。

**（議会事務局次長）**今食料の話ありましたけれども、本当に今食べなければ死ぬのだったら、それは緊急事態だと思います。半日ぐらいちょっと我慢できるというのであれば、それは言っていたければ、それを判断してすぐ本部のほうに連絡できると思いますので、その辺は緊急性を議員さんがどう判断されるかでそれは構わないと思います。

今のお湯の件につきましては、それは市の避難所という位置づけでよろしいですか。

**（羽田房男委員）**当時は集会所におったので、避難所ではないです。今はもう避難所扱いになりますけれども、当時はとにかく団地の方が怖くていられないので、集会所にばっと集まったのです。町内会の役員の方はここは避難所ではないので、駄目ですよとおっしゃったのですけれども、乳児はいる、幼児はいる、それでここに置かせてくれということで、行ったらお湯という話で。

**（議会事務局次長）**そうすると、やっぱり今の事例であれば本当に緊急性を要する事例だと思います。赤ちゃんの場合、我慢しろと言って我慢できないわけですから。その辺は議員さんの判断で緊急性を要する事案として直接現地本部のほうに連絡していただければいいのかなというふうに思います。この辺本当に文言でどこまでが緊急性というのを表現するのは難しいので、それはあくまでも議員さん個人の判断に委ねるところはあると思いますけれども、文言としては緊急を要する、人命に関わる、そういった表現を使わせていただいているということでご了承いただければと思います。

**（宍戸一照委員長）**今佐々木委員から話をいただいた民間避難所との関わり、あと後藤委員からいただいた民間避難所の支援については、危機管理室に問合せを後でさせていただいて、次回答弁をすると、その辺の民間避難所との連携の課題について情報とかそういうものについては危機管理室でどういうふうに対応していくか、これはやっぱり確認してみる必要性があるので、その辺を危機管理室のほうにちょっと問合せをして、次回答弁をするということはどうでしょうか。その辺の支援、今申し上げているのは市の指定避難所だから、それは職員さんとの絡まりがあるけれども、対外的な民間の避難所の運営と福島市の絡まりというのについては確認をしてみる必要性があると思うので、確認をさせていただくということではいかがでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

**（宍戸一照委員長）**では、そういうことで事務局、次回までに整理してください。

(尾形 武委員) 緊急性がある場合の対応なのですけれども、消防等への通報、そして災害対策現地本部である支所への連絡とともに、議員ですので、議会事務局への通報ということもあっていいのかなと思うのです。そういった議会事務局へ通報することによって、議会対策本部、議長が判断する材料にもなると思われるので、併せて議会事務局への通報も必要なのかなと思うのですけれども。

(議会事務局次長) 今委員さんのほうからお話あったのは、緊急性のある場合ということですよ。

(尾形 武委員) 災害は常に緊急性を伴うものですから。

(議会事務局次長) 先ほど話あったように、一分一秒を争うような案件であれば、一度ワンクッション置くよりも、ダイレクトに消防とか、そういったほうがスムーズに救助とかできると思いますので、その辺は議会事務局にいただくよりも、そこはやっぱりダイレクトのほうが。

(尾形 武委員) ダイレクトにやるということはいいいのだけれども、議員としてはダイレクトに通報しましたよという通報を議会事務局にやる必要があるのではないのかな。それを基に議会災害対策会議を立ち上げる材料になるのかなと思ったものですから。

(宍戸一照委員長) そこが混同されていて、議会災害対策会議はある程度の基準があるので、それによって設置になりますけれども、現実問題として個別の案件についてどうこうという問題は、議会に対してこういうところに地震が起きていますよというような情報提供という考え方になると思うのだよね。尾形委員がおっしゃるような部分については、消防本部とかそういうところへ、緊急性があるから通報して早くやってくれ、だけれども議会に対しては情報提供というか、こういう状況も起きているよというような考え方なのだと分けるべきなのかなと思うのですが。そうしないと、次長が説明したとおり、やっぱり議会はワンクッションあるから、議会に報告されても対応が遅れるという部分があるので、それはやはり直接支所なり消防本部なりに当然やっていただいて、あとは議会に対しては情報提供というような考え方のほうがいいのではないのかなと思うのですが。

(議会事務局次長) こういう連絡をしましたよという情報をいただくということですか。

(尾形 武委員) そう。それを基に議長が災害対策会議を立ち上げるかどうかの材料にもなるのかなと。

(宍戸一照委員長) こういう地震が起きているよというふうな。

(尾形 武委員) 大雪なんかは特定地域に限られるというような場合もありますし。まずは消防とか現地の災害対策本部に通報すると。その後でこういう情報を議会事務局にしましたというように議員が連絡してもいいのかなと思うのですけれども。

(宍戸一照委員長) それについてはちょっと検討させていただきます、そういう意見もあるということ。それも整理してください。

ほかにございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(宍戸一照委員長) それでは、次に移りたいと思います。

8ページ、災害時におけるということでの対応、説明お願いいたします。

(総務課課長補佐兼庶務係長) それでは続きまして、③の資料の8ページになります。こちらですが、災害時においては発災からの時期に応じて求められる行動や役割は大きく変化することから、それぞれの時期に応じた基本的な行動基準を定めるということで、それぞれの時期ということで、括弧書きで初動期、応急期、復旧復興期ということで3つ今回お示しをしました。現在の指針でいきますと、初動期ということで災害発生時からおおむね24時間が経過するまでという区分と、初動期経過後ということで議会が通常の機能を回復するまでという2区分の示し方をしておりましたが、今回区分を3つに分けてお示しをしたいということでございます。

まず、初動期でございます。こちらは災害発生時からおおむね24時間が経過するまでということでございまして、この中では表が2つあります。まず、1つ目の表は会議、本会議、委員会開催中、いわゆる登庁時に発災した場合ということと、もう一つ、下の表が休日、夜間、いわゆる登庁時以外に発災した場合ということで2つの表となります。

まず、上の表でございます。いわゆる登庁時、会議開催中、登庁時に発災した場合ということで、議長または委員長、それから議員、委員、それから事務局職員と3つになりますが、それぞれどのような行動を取るかということでございます。まず、議長、委員長も含めてですが、会議開催中ということでございますので、会議を休憩または散会するという行動が必要だということです。それから、②、議長、委員長は議員、委員及び傍聴者の安全確保行動、避難誘導を指示します。③、議員、委員が速やかに地域で支援活動を行えるよう配慮しますというような3つの行動を示させていただきました。議員については、1つ、安全確保、避難行動ということで、その議長の指示に基づき、また自らの身の安全を確保する、または避難をするというような行動が必要だということを示させていただきました。事務局職員については、その議長の指示の下、議員、傍聴者の安全確保、避難誘導を行うということで、こちらの部分については事務局職員という立場もそうですが、市職員としての庁舎内での自主防災組織として避難誘導をするというようなことを示しているというものでございます。これが会議開催中、いわゆる登庁時に発災した場合の行動として示しております。米印として、上記の行動基準以降は休日、夜間、いわゆる登庁時以外に発災した場合に準じます。

下段の表でございますが、登庁時以外に発災した場合については、正副議長、それから議員、事務局職員、3つに分けてございます。それぞれ記載のとおりになりますが、正副議長についてはまず安全確保、避難行動をしてください。事務局に安否の連絡をします。3つ目、災害の程度、被害状況等の把握に努めます。状況に応じて正副議長は事務局に登庁します。議会災害対策会議の設置をするかどうかの検討をします。このような行動になります。議員の皆様におかれましては、ご自宅等で安全確保、避難行動をしていただきます。その後事務局への安否連絡をします。3つ目としましては、地域の被災者の安全確保、避難所への誘導など最大限協力するというのが行動としてあります。事務局職員につきましては、安全確保、避難行動、それから職員の参集基準に基づいて自宅から庁舎へ

参集します。知り得た情報、被害、それから市の対応状況を正副議長へ報告し、また安否連絡のない議員の安否の確認、それから議会の設備の被害があるかないかの確認などをします。それから、事務局長は災害対策本部員として市の災害対策本部に出席します。事務局の状況の把握、災害対策本部との連絡、連携体制を構築するとともに、⑧としては災害対策本部事務員としての事務従事ということで、前回もお話ししたとおり、避難所開設などの事務の割当てがありますので、そういった事務にも職員は従事するというようなことでございまして、これがいわゆる24時間経過するまでの行動ということで示したものです。

次のページ、9ページになります。上段の表です。応急期ということで今回新たに示した期間でございまして。おおむね2日目から7日目までということでございます。こちらについてはいわゆる応急期としていますが、様々な情報を収集し、今後議会活動が回復するまでの間の様々な情報収集、それから提供という部分が主なものになってくる。正副議長につきましては5つ。①、被災情報を収集、整理し、災害対策本部へ提供します。②、会派または議員に対し、収集、把握した情報を的確に提供します。③、状況確認と所要の対応のため、必要に応じ、災害対策本部長、いわゆる市長と連絡調整をします。④、議会災害対策会議の設置、招集。⑤、災害対策本部への要請事案の検討、要請事項があるかどうかの検討をするということです。それから、議員の皆様方には7つ記載しています。1つ、自らの所在を明らかにし、連絡体制を構築します。必要があれば、議長から招集がかかれば、議長の招集に基づいて参集していただきます。3つ目、安全に留意し、地域における被災状況の把握、被災者の要望等の情報を収集していただきます。4つ目、先ほどの部分に関わりますが、緊急性がある場合は直接支所等へ連絡して下さいということを載せています。5つ目、収集した情報、要望を議長、議会災害対策会議へ提供します。6つ目、地域の一員として避難所支援などの協力をお願いしたい。7つ目、市民に対し知り得た正確な情報を積極的に提供して欲しいというような、これを示させていただきました。事務局職員としましては4つ。局長は災対本部へ出席しますということ、それからそれらの災対本部からの情報を正副議長に報告します。それから、議会災害対策会議に関する事務を行います。4つ目、避難所の運営等の職務に当たります。

その下段の表でございまして。復旧復興期ということで、おおむね8日目以降、議会が機能を回復するまでとさせていただきます。この期間中には、正副議長については4つ。議会災害対策会議の招集。2つ目、被災状況を踏まえた国、県、関係機関等に対する要望についての検討。3つ目、広域的な視点に立ち、関係自治体の議会と十分な連携を図るということ。それから、4つ目、議会活動再開に向けた協議を始めていきます。議員の皆様につきましては4つ。議長の招集に基づき参集。それから、被災状況を踏まえた国、県、関係機関等に対する要望の検討。3つ目、広域的な視点に立った関係自治体の議会との十分な連携。それから、議会活動再開に向けた協議ということをごさまで行っていただきます。事務局職員についても5つ。局長は災対本部に出席。それから、2つ目と3つ目は同じです。4つ目、議会活動再開に向けた準備にかかっていくというようなことをここで示させていた

できました。

今回3つに分けたというところでございますが、24時間のところ、2日目から7日目のいわゆる情報収集が主になるような期間のところと、8日目以降というところでございますが、仮に議会を開催するにあたっては7日あれば開催できるというようなところがあることから、7日というところを一つの区切りとしたというところ、今回3つの区分に分けたということでご理解をいただければと思います。こういったところでこの区分に応じた基本的な行動をここで定めさせていただいたというところ、

10ページ目に移っていただきますと、こういった行動をする際の留意事項ということで2つ記載しております。現在もマニュアルの中にありますが、1つ、服装、携帯品の件、それから交通手段の件ということで2つ今回も示しております。

まず、服装、携帯品についてですが、服装は防災活動に支障のない安全な服装とし、ヘルメット、手袋を身に着ける。携帯品については、携帯電話、貸与タブレット端末、筆記用具、懐中電灯、携帯ラジオなどとし、個人用としてはマスク、着替えというところを今回追加させていただきました。感染症ではないにしても、様々な火災が発生して空気が悪い状況もありますので、マスクなども常時できる限り携帯するというところ、この2つを加えさせていただいたということ、

2つ目の交通手段については、これまで同様でございますが、車が使えないことも想定されますので、そういった場合については自転車、バイクなどを活用してくださいというふうなことで記載をさせていただいております。

発災時における議員の皆さんがこういった行動をするかを確認するのは、ここのページを確認していただいて、それぞれの時期に応じて行動するという一つの基準ということをお示したものでございます。

説明は以上です。

**(宍戸一照委員長)** ちょっと皆様におわび申し上げなくてはならないのだけれども、(2)、災害時においてはというような部分で、ここの部分の前段に対象災害等発生時においてはというふうな一項が入らないと、例えば安否確認の連絡とかどういふときするのだというような問題が出てくるのだよね。これが抜けていたのだよね。大変申し訳ない。私チェックミスなのだけれども、対象災害等発生時というふうな一項が入らないと区別がつかないと思うのね。隣の右側の例えば2の(2)の①においては、市内で大規模災害が発生したときは3に示す基準に従いというふうに書いてあるわけだから、基準は書いてあるのだよね。だから、ここのところを(2)は対象災害発生時というふうな一項を入れないと、これからの行動基準が明確にならなくなってしまうのだよね。だから、これは皆様におわびを申し上げて、この場で加筆をさせていただくということで、事務局、どうでしょう。

**(総務課課長補佐兼庶務係長)** 確かに委員長おっしゃるとおりでございまして、(2)のところに対象災害等発生時においてはということで修正をさせていただきたいと思います。対象災害等発生時に

おいてはということで修正を……

(羽田房男委員) 対象災害発生時でいいのでしょうか。

(宍戸一照委員長) 対象災害発生時でいいのではない。

(総務課課長補佐兼庶務係長) 対象災害等発生時。

(宍戸一照委員長) 対象災害等発生時と。大変申し訳ありませんが、そういうふうに訂正をさせていただいた上で皆様にお諮りをしたいと思います。ちょっと確認ミスでした。申し訳ありません。そうしないと以下の文章がつじつまが合わなくなってくるのだよね。

そういうふうなことでのお諮りということで、このように状況によってタイムラインが今まで不明確だったわけですが、タイムラインを発生時から24時間、さらには夜間の場合に分けて、次のページでは応急期、おおむね2日から7日目、つまり7日というのは大体1週間あれば本会議が開催できるというような対応になっていますから、おおむね1週間ということで、一つの区切りとして7日目と。それから、復旧復興期ということで、おおむね8日以降はこのように形で議会機能が回復するまでと。大規模な災害、本庁舎が崩壊したりすることはないけれども、崩壊したり火災になったりしたときに、おおむね1週間あれば回復して通常の議会が開催できるのではないかと。場所はここの議場ではなくとも、例えば新しくできる複合施設からこっちへ移すとか、そういうようなことも可能でしょうけれども、そういうような形で本会議なり委員会なりが開催できるということで、このような形で分けさせていただきました。

それで、先ほど、災害対策本部への要請事案の要請ではなく検討と。

(総務課課長補佐兼庶務係長) 9ページ目の応急期のところの正副議長の欄の⑤でございます。災害対策本部への要請事案の要請となっておりますが。

(宍戸一照委員長) 要請事案の要請ではなくて、要請という言葉おかしいよね。

(羽田房男委員) 要請事案を要請するでいいでしょう。

(宍戸一照委員長) 次回までによく文章を、前後の文章の並びもあるから、検討して、修正を提出するというご承知ください。

(後藤善次委員) 要請事案という言葉を変えれば。

(石山波恵委員) 事案の要請でいいのではない。

(宍戸一照委員長) 事案の要請。周りの要請を聞いて、災害本部へ事案の要請なのか、その辺も整理してください。

(山岸 清委員) 復旧復興期のところで、それぞれの正副議長から事務局の職員の皆さんまで議会活動再開に向けた協議というのは、これは本会議再開ということなのか。議会活動は、発生になってからもいろいろ連絡したり議会としての活動はしているのだけれども、再開となると一回どこで止まっているのか。例えばこれは本会議再開ならば分かるのだけれども、通年議会だから議会活動はずっとやっている、例えば1週間の準備はあるけれども、やっぱりそれだって、この議会活動再開という

のはどういうことなのか、具体的にちょっとあれと思ったのね。

(議事調査課長) 今山岸委員からお話があったのは、実際に状況にもよるところですが、本会議をやっている定例会議の期間中であれば、場合によっては休会なりで議会が開かれていない状況があるかと思えます。目安としまして7日というふうにしてございますけれども、7日よりもっと短い期間の場合もありますが、その場合は一定期間休会があって、休会から当局のほうの対応も含めまして、本会議が開ける状況になれば再開をします。あるいは委員会の所管事務調査であるとか、そういう活動もそうでございますが、その状況によってでございます。一つ目安として8日、7日というのがありますけれども、その状況で再開に向けての準備を大体このぐらいに対応するのだというような整理での記載でございます。

(山岸 清委員) 言われれば分かるのだけれども、休会していて、委員会も開いていないようなときのことには当てはまらないのだよな。でも、そこはまあよいとしてやるか。

(宍戸一照委員長) 今山岸委員から疑念を出していただきましたから、そこももう一度検討し直すということ。

(山岸 清委員) 大体分かったから。

(議事調査課長) その辺は整理をさせていただきます、なお7日の一つの根拠、今委員長からもお話ございましたが、実際に緊急会議が開かれるスパンというのは7日より短い場合も福島市議会では対応してございます。それが場合によっては3日とか4日とかなんていう場合もあるのですが、一つ7日といたしましたのは、当局からの正式な緊急会議の開催請求というのがあります。これは自治法で規定されているものでございますが、開催請求があって7日以内に議会は緊急会議を開く判断をしなければならぬというものがありますので、そういった点も踏まえての7日という基準を今回提示させていただいたという整理でございます。

(宍戸一照委員長) そういう整理も含めまして、もう一度この部分についてのタイムラインについては見直しをしてみたい。あと皆様から様々な意見もありましようから、頂戴したいと思います。

それでは、今のタイムラインの説明についてほかに質問ございますか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(宍戸一照委員長) なければ、次に移りたいと思います。

防災訓練についてお願いいたします。

(総務課課長補佐兼庶務係長) ③の資料の10ページ目をお開きいただきたいと思います。今ほどの交通手段の後に、7番、8番、災害発生時の議会運営と感染症流行時の対応については、次回以降ご協議をさせていただきたいと思いますが、その後の部分でございますが、今回お示しをさせていただきたいと思います。

9番、防災訓練でございます。骨子のときにもお示したとおり、この計画の中では防災訓練と、この後お示しします計画の見直しというところを重要な部分だということで冒頭にご説明させていた

だきまして、ご了解いただいたところです。それに基づき記載をしています。

9番の防災訓練でございます。災害時において、議会と事務局が共に迅速に体制を整備し、的確に行動基準に則した行動が行えるようにすることが必要である。さらに、それらの内容について検証、点検し、実効性を高めるために、議会と議会事務局を対象とした、例えばですが、安否確認の通信訓練や火災時の避難誘導訓練、消火訓練などを定期的を実施し、防災意識の向上を図るものとするということでBCP計画の中に規定をするというようなことでございます。

説明は以上です。

(宍戸一照委員長) 今防災訓練について、具体的な防災訓練の内容についてはこれから実施計画とかで検討されると思いますけれども、ここの理念、こういうようなことで防災訓練を行いたいということの項目でございます。

これについてご意見、ご質疑等あればお述べいただきたいと思います。

(羽田房男委員) 最後のくだりのところで定期的にと入れてしまっているのかなと思って。差し支えないですか。

(宍戸一照委員長) 定期的にやりたいということで。

(石山波恵委員) スパンが書いていないから、どのぐらいの定期だか。

(宍戸一照委員長) 皆さん方の意識が薄れない期間を置いてやりたいということだそうですから。

(羽田房男委員) 定期的というのをに入れていいのかな。

(渡辺敏彦委員) ちなみに、市役所のやつ定期的にやっているのかい。月1遍とか、半年に1遍とか。事務局当然分かっているのだろうけれども。

(総務課課長補佐兼庶務係長) 本庁舎におきましては、年に1回防災訓練ということで行っていますが、近年コロナの関係で実際に避難をすとかという訓練を行っておらず、机上の訓練ということでやっている経過もあります。

(渡辺敏彦委員) 1年に1遍全部でやっているものを、議会で事務局と定期的に3年に1遍とか2年に1遍というのか。

(宍戸一照委員長) それは、例えば通信訓練だって定期訓練ですから。安否確認の通信訓練も訓練ですから。

(渡辺敏彦委員) それやってください。

(宍戸一照委員長) では、防災訓練については皆様のご意見はなしということでご了承いただくと。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(宍戸一照委員長) 10番目、計画の見直しについて。

(総務課課長補佐兼庶務係長) それでは、その下段です。10番、計画の見直しということでございます。こちらについては、現在の指針などについて一旦策定した後、特に見直しもなくこれまで来たという経過もありますし、災害、様々な状況の変化もありますので、随時この計画を見直す規定を設け



るものでございます。

(1) としまして、市議会BCPに基づく必要資源の確保や防災訓練の実施などにより得られた情報、新たに発見された課題等の発生に対して、適切に市議会BCPに反映させる必要があることから、その必要の都度、適宜継続的に改正を行うものとする。

(2) としまして、見直しを行う組織についてを案として記載をさせていただきました。見直しを行う組織は代表者会とするということでの案でございます。

今回この計画を策定するにあたっては、特別委員会を設置し、今ご議論をいただいているところですが、改正の都度特別委員会というところはあまり現実的ではないのではないかという点と、対策会議のメンバーを今回いわゆる代表者会のメンバーという案を示させていただいたこともございますので、本市議会において様々な重要事項を決定する場として代表者会というのは常にあるものでございますので、代表者会での見直しの検討ということではいかがかということでお示しをさせていただいたところで。

説明は以上です。

(宍戸一照委員長) 今2点ほど説明がございましたが、今回はコロナという事象がございましたけれども、これから何が起きるか分からないという状況の中で、適宜見直しを進める、それからその見直しを行う組織は代表者会ということでの提案でございますけれども、いかがでございますか。

(後藤善次委員) 必要資源の確保の意味を教えてください。

(総務課課長補佐兼庶務係長) こちらについては、申し訳ございませんが、まだ今回お示ししていないので、例えば議会を運営するにあたっての様々な設備ですとか、そういったものも含めて、災害時にそれは確保しなければならないというのを7のところでお示しをする予定です。そういったものを確保すると、物と、人もそうですが、そういったものを確保するという意味合いでございます。7のところの説明しなければならないところをまだお示ししていなかったもので、申し訳ございません。そういった意味合いでございます。

(宍戸一照委員長) よろしいですか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(宍戸一照委員長) それでは、10の計画の見直しについてもご了承いただいたということで、本日の会議に準備いたしました議題については以上でございます。

それで、様々な意見が出されましたけれども、これからも会派にお持ち帰りいただいて、ご意見、さらには修正等があらうかと思っておりますので、また前回同様、10月7日までにナンバー6の用紙をもって会派のご意見等をご提出いただければと思います。よろしいですね。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(宍戸一照委員長) それでは、正副委員長からは以上ですが、最後にその他といたしまして、皆様から何かご意見等ございましたらばお述べいただければと思います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(**穴戸一照委員長**) それでは、以上で本日の議会機能継続計画策定特別委員会を閉会いたします。

午前11時45分          散      会

議会機能継続計画策定特別委員長

穴戸 一照